

第53回定時株主総会招集ご通知 ホームページ掲載事項

第53期

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

ジェコス株式会社

法令および定款の定めにより、当社ホームページ
(<https://www.gecoss.co.jp/>) に掲載することにより、
ご提供しているものであります。

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	1 頁
1. 主要な事業内容	
2. 主要な営業所および工場	
3. 従業員の状況	
4. 主要な借入先	
II 会社の株式に関する事項	3 頁
1. 発行可能株式総数	
2. 発行済株式の総数	
3. 当事業年度末の株主数	
4. 大株主	
III 会社役員に関する事項	4 頁
1. 責任限定契約の内容の概要	
2. 社外役員に関する事項	
IV 会計監査人の状況	6 頁
1. 会計監査人の名称	
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針	
V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	7 頁
1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容	
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	
連結計算書類	10 頁
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
計算書類	18 頁
株主資本等変動計算書	
個別注記表	

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業内容

当企業集団の主要な事業は、H形鋼、鋼矢板、鋼製山留材、覆工板、敷鉄板等の建設工事用仮設鋼材の賃貸および販売であり、その他にスチールセグメント、H形支保工等の加工品（製品）の製作加工・販売、仮設橋梁の賃貸・販売および施工、建設用機械、高所作業車等の賃貸を行っております。

また、特定建設業（土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業）および一般建設業（とび・土工工事業）の国土交通大臣許可等を取得し、杭打抜工事、山留架設・解体工事、ソイルセメント柱列壁工事等の設計および施工等を行っております。

2. 主要な営業所および工場

(1) 当社の主要な営業所および工場

本社	東京（本店）東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
支店	北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、水戸（茨城県水戸市）、北関東（埼玉県さいたま市）、千葉（千葉県千葉市）、横浜（神奈川県横浜市）、新潟（新潟県新潟市）、名古屋（愛知県名古屋市）、北陸（石川県金沢市）、大阪（大阪府大阪市）、広島（広島県広島市）、四国（香川県高松市）、九州（福岡県福岡市）、南九州（鹿児島県鹿児島市）
営業所	旭川（北海道旭川市）、帯広（北海道帯広市）、岩手（岩手県大船渡市）、いわき（福島県いわき市）、蘇我（千葉県千葉市）、岡山（岡山県岡山市）、福山（広島県福山市）、松山（愛媛県松山市）、熊本（熊本県熊本市）、沖縄（沖縄県那覇市）
出張所	函館（北海道函館市）、青森（青森県青森市）、盛岡（岩手県滝沢市）、秋田（秋田県秋田市）、山形（山形県天童市）、郡山（福島県郡山市）、群馬（群馬県高崎市）、静岡（静岡県静岡市）、長野（長野県長野市）、富山（富山県富山市）、宮崎（宮崎県宮崎市）
工場	北海道（北海道千歳市）、仙台（宮城県黒川郡）、東京（千葉県白井市）、長沼（千葉県千葉市）、日本海（新潟県新潟市）、名古屋（愛知県半田市）、大阪（大阪府大阪市）、中国（広島県三次市）、四国（香川県綾歌郡）、福岡（福岡県粕屋郡）、鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
機械センター	富里（千葉県富里市）

（注）2020年4月1日付で、北陸支店を北陸営業所に見直しました。

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社所在地
株式会社レンタルシステム関東	神奈川県川崎市
株式会社レンタルシステム東北	宮城県仙台市
株式会社レンタルシステム東海	静岡県浜松市
株式会社レンタルシステム西日本	福岡県福岡市
株式会社レンタルシステム信越	新潟県新潟市
トラック・エンド・メンテナンス・サービス株式会社	千葉県白井市
ジェコス設計株式会社	東京都中央区
ジェコス工事株式会社	東京都中央区
GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン

3. 従業員の状況

従業員数	対前期末増減
1,258名	18名増

4. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	720
株式会社みずほ銀行	570
株式会社りそな銀行	500

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 97,500,000株
2. 発行済株式の総数 36,436,125株（自己株式39,281株を含む）
3. 当事業年度末の株主数 9,188名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
J F E スチール株式会社	18,527,900	50.9
J F E 商事株式会社	2,965,000	8.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	986,500	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	933,300	2.6
ジェコス取引先持株会	871,900	2.4
ジェコス社員持株会	634,563	1.7
J F E 商事石油販売株式会社	522,720	1.4
J F E 商事コイルセンター株式会社	510,983	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	504,800	1.4
GOVERNMENT OF NORWAY	371,019	1.0

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

2. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等および当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
取締役	清宮 理	早稲田大学	名誉教授	特別な関係はありません。
		一般財団法人 沿岸技術研究センター	参与	特別の関係はありません。
監査役	宇田 斉	福山ガス株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。
		JFEシステムズ株式会社	社外監査役	当社の親会社の子会社であります。
監査役	菊池 きよみ	TMI総合法律事務所	弁護士	特別の関係はありません。
		西松建設株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
		ニッセイアセットマネジメント株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社三菱ケミカルホールディングス	社外取締役	特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数 / 在任中の開催回数		主な発言状況
		取締役会	監査役会	
取締役	清宮 理	15回 / 15回	—	必要に応じ、深い学識や建設業界に関する豊富な知見に基づき、公正かつ客観的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	浅野 幹雄	12回 / 12回	—	必要に応じ、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な立場から適切な発言を行っております。
監査役	宇田 斉	12回 / 12回	11回 / 11回	取締役会においては、必要に応じ、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な立場から適切な発言を適宜行っております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について、必要に応じて意見を述べております。
監査役	菊池 きよみ	15回 / 15回	13回 / 14回	取締役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的知識と金融機関や他企業での社外役員としての豊富な経験に基づく発言を行っております。 監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について、必要に応じて意見を述べております。

(注) 社外取締役 浅野幹雄および社外監査役 宇田斉の両氏につきましては、2019年6月20日就任後の状況を記載しております。

- (3) 当社親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額
- 当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社親会社等または当社親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は2百万円であります。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

46百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46百万円

- (注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
2. 当社は、会計監査人に対して、監査業務の他、アドバイザリー業務の対価を支払っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
4. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断したときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

「内部統制体制構築の基本方針」

当社の企業理念、グループ行動憲章ならびに定款、取締役会規程等をはじめとする、業務遂行に関わるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則等（以下「諸規程・規則」）は包括的の一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。従い、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動に関わる法令変更あるいは社会環境の変化に従い、更に業務の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正が行われることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。

a. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 重要事項は取締役会において審議をすることとし、業務執行は代表取締役社長のもと、職務権限規程その他関係諸規程に則り、各業務担当執行役員がこれに当たるものとする。
- ② CSR推進委員会を設置し、内部統制システム構築に向け継続的見直しおよび整備を行うとともに、同委員会内に設置するCSR意識・活動定着部会を中心に倫理ホットラインの適正な運用を図る。
- ③ 監査部により法令、規程等に則っているかの適正性の監査を行う。
- ④ 関係法令の改正等に対しては、各執行部門において適宜検証し、必要に応じ社内規程を改正するとともに、継続的に見直しをするほか、コンプライアンス等について社内教育を行う。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月定例的に開催する取締役会において重要事項を決定するほか各取締役の業務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて経営会議等会議体の審議を経て、職務権限規程等に則り決定する。
- ② 取締役会等の会議体の審議の充実を図る。
- ③ 取締役会規程、職務権限規程、稟議規程等業務執行、意思決定に係わる社内規程を継続的に整備し、効率業務の執行がなされるよう図る。
- ④ 重要事項について取締役会その他で意思決定をする際には、関係する執行部門の意見を聴取するほか必要かつ適切な情報が提供されるよう図る。

(3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録を作成するとともに、意思決定、職務の執行に係わる情報は、稟議規程、JFEグループ文書管理規程に則り、検索可能な状態で適正に保存、管理する。
- ② 職務の執行上取扱う情報等は、JFEグループ秘密情報管理規程、JFEグループ個人情報管理規程およびJFEグループ情報セキュリティ管理規程のほか、関連諸規程に則り適正に管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行上のリスクに関しては、業務担当執行役員の指示のもと継続的にその把握と対応に努めることとしており、重要事項に関しては必要に応じて関連諸規程にしたがい取締役会等において審議検討することとする。
- ② 上記①のほかCSR推進委員会と同委員会内に設置する人事労働部会、安全・防災・環境・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、CSR意識・活動定着部会等により全社横断的にリスクの把握に努める。
- ③ 情報開示体制を整備し、適正な情報開示に努める。
- ④ 災害、事故等のリスクに関してはリスク管理規程を制定しリスク管理体制の充実を図る。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに、当社および当社傘下のグループ会社の体制が組み込まれることによ

り、企業集団としての体制が構築されている。当社は、当社および当社傘下のグループ会社から形成する企業グループ全体として内部統制体制を構築する。

- ② 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに当社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、当社取締役会規程や当社が定める国内関係会社管理規程、海外関係会社管理規程等により決定手続等を定め、適切な会議体において審議・決定し、または報告を受ける。
- ③ 当社は、親会社が設置するグループ・コンプライアンス委員会のもと、CSR推進委員会を設置し、当社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、親会社のグループ・コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。当社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
- ④ 当社は、倫理ホットラインについて、当社および当社傘下のグループ会社を含むグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社傘下のグループ会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用する。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。
- ⑥ 当社および当社傘下のグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

b. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査役と事前に協議し、使用人を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役室の使用人人事に関しては監査役と協議する。
- (3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を行う。
- (4) 監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役、執行役員および使用人は取締役会ほかの重要会議の開催を監査役に通知し、監査役はそれら重要な会議に出席し報告を受けることができるものとする。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（当社および当社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む）を報告する。当社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - ③ 当社は、倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、倫理ホットライン事務局等が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して、その都度内容を報告する。
- (5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社は、倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。
- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払いまたは償還に応じる。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、当社傘下のグループ会社調査、当社傘下のグループ会社監査役との連携等、監査役の活動が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
 - ② 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（当社または当社傘下のグループ会社の重要

事項を含む)について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」に従い、以下の通り整備・運用いたしております。

(1) 取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- ① 当社の経営に関する重要事項および当社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規程、経営会議規程において決定手続きを明確に定め、同手続きに従い取締役会および経営会議で十分な審議を経た上で決定・報告を行っております。当期中は取締役会を15回、経営会議を16回開催いたしました。
- ② 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、当社の社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- ③ 内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施しております。

(2) リスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- ① コンプライアンス体制の整備・推進を目的に、CSR推進委員会を当期中4回開催しております。また、同委員会の議事内容は社内掲示を行い、周知を図っております。そして、同委員会内で運営される、人事労働部会、安全・防災・環境・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、CSR意識・活動定着部会において、リスクの把握に努めるとともに個別の具体的なテーマを取り上げ、研修等必要な施策を実施しております。本年度の各部会の実施状況は以下の通りです。
 - a. 人事労働部会では、適正な労働時間管理に向けて、「働き方改革」等の動向も踏まえ、種々の施策を検討・実施しております。
 - b. 安全・防災・環境・BCP部会では、当社における安全・防災・環境・BCPの現況を把握し、必要な対策を検討・実施しております。
 - c. 内部統制・コンプライアンス部会では、内部監査部署が実施した内部統制、リスクマネジメントの評価および内部統制、コンプライアンスに関わる問題点について、必要な対策の検討、水平展開の実施等の活動を行っております。
 - d. CSR意識・活動定着部会では、コンプライアンスに関する各種研修および情報管理対策等を中心としたCSR活動全般の定着に向けた取り組みを検討・実施しております。
- ② 当社および当社傘下のグループ会社の従業員等が利用できる内部通報制度として「倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止に関する規程の遵守を含め、適切に運用しております。なお、担当部署が受けた通報・相談は、監査役へ報告するとともに、取締役会において運用状況の報告を行っております。

(3) 情報の保存・管理にかかる体制

- ① 取締役会および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。
- ② 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

(4) 監査役に関する体制

- ① 監査役の指揮命令下において監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人について取締役からの独立性を確保しております。
- ② 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、監査役については経営会議、CSR推進委員会等に出席し、執行状況が確認できる体制としております。また、監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。
- ③ 監査役の職務執行に係る費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。
- ④ 当社の監査役は、当社の内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 計 算 書 類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	百万円 4,398	百万円 4,596	百万円 43,115	百万円 △23	百万円 52,085
当期変動額					
剰余金の配当			△1,201		△1,201
親会社株主に帰属する当期純利益			4,406		4,406
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,205	△1	3,204
当期末残高	4,398	4,596	46,320	△24	55,289

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	百万円 1,289	百万円 △796	百万円 2	百万円 513	百万円 1,009	百万円 3	百万円 53,097
当期変動額							
剰余金の配当							△1,201
親会社株主に帰属する当期純利益							4,406
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△149		△0	△361	△510	△1	△511
当期変動額合計	△149	—	△0	△361	△510	△1	2,694
当期末残高	1,140	△796	2	152	499	3	55,791

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9 社

主要な連結子会社の名称は、(株)レンタルシステム関東、(株)レンタルシステム東北であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称は、協友リース(株)であります。

持分法を適用していない関連会社の数 1 社

関連会社である北日本建材リース(株)につきましては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるベトナム現地法人GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② 建設仮設材の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価から定額法により計算した減耗費を控除する方法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ その他のたな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに連結子会社が保有する賃貸用建設機械については定額法

(ロ) 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めのあるものは当該残価保証額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (イ) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。 |
| (ロ) 賞与引当金 | 従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。 |
| (ハ) 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| (ニ) 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。 |
| (ホ) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (ハ) 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 請負工事収入及び請負工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,009百万円
3. 受取手形裏書譲渡高 143百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る繰延税金負債を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める方法によっております。
 - ・再評価を行った年月日…2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の時価の下落による当連結会計年度末における再評価後の帳簿価額との差額…5,466百万円

連結損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
トラック・エンド・メンテナンス・サービス(株) 千葉県白井市 愛知県半田市	事業用資産	運搬具等	184

（減損判定の方法）

原則として、本業に関わる事業用資産とその他の資産に分類し、当社の事業用資産に関しては地域別に、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。また、その他の資産に含まれる賃貸用不動産、遊休資産及び処分予定資産に関しては物件ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産、賃貸用不動産、遊休資産及び処分予定資産について減損の可否を検討した結果、連結子会社であるトラック・エンド・メンテナンス・サービス(株)の事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、回収可能額をゼロとして算定しております。

3. 災害による損失

2019年9月及び10月に発生した台風15号、台風19号による工場設備被害の復旧費用であります。

連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	36,436,125株	一株	一株	36,436,125株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	655	18	2019年3月31日	2019年6月21日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	546	15	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	728	利益剰余金	20	2020年3月31日	2020年6月19日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及びファイナンス・リース取引等によっております。デリバティブは、借入金の変動リスクを回避するために利用するものであり、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資及び長期運転資金に必要な資金調達を目的としたものであります。なお、返済日及び償還日は決算日後、最長で7年後であります。

また、営業債務や借入金及びリース債務は、流動性リスクを認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を定期的にモニタリングし、信用度合に応じて与信限度枠を設定することで不良債権の発生防止に努める体制を取っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、投資取扱規程に従って、定期的に時価や投資先の財務状況等を把握するとともに、投資効果を勘案して保有状況を見直すことで市場リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、経営管理部が資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注2)参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預金	925	925	—
受取手形及び売掛金	32,765	32,765	—
電子記録債権	7,089	7,089	—
預け金	1,300	1,300	—
投資有価証券	2,047	2,047	—
資産計	44,126	44,126	—
支払手形及び買掛金	22,602	22,602	—
電子記録債務	8,456	8,456	—
長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	4,070	4,102	32
負債計	35,129	35,161	32

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については対応する貸倒引当金を控除しております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、以下のとおりであります。

① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

③ その他有価証券

種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	2,036	388	1,648
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2,036	388	1,648
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	11	15	△4
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	11	15	△4
合計	2,047	403	1,644

④ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	89	31	△1
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	89	31	△1

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	207

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	920	—	—	—
受取手形及び売掛金	32,765	—	—	—
電子記録債権	7,089	—	—	—
預け金	1,300	—	—	—
合計	42,074	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	—	1,960	—	410	1,130	570
合計	—	1,960	—	410	1,130	570

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,532円77銭
- 1株当たり当期純利益 121円05銭

その他の注記

該当事項はありません。

計 算 書 類

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				買換資産 特定積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	百万円 4,398	百万円 4,596	百万円 490	百万円 48	百万円 14,838	百万円 20,589	百万円 35,965	百万円 △23	百万円 44,935
当期変動額									
剰余金の配当						△1,201	△1,201		△1,201
買換資産特定積立金の取崩				△0		0	—		—
当期純利益						4,004	4,004		4,004
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	△0	—	2,803	2,803	△1	2,802
当期末残高	4,398	4,596	490	48	14,838	23,392	38,768	△24	47,737

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	百万円 1,273	百万円 △796	百万円 477	百万円 45,412
当期変動額				
剰余金の配当				△1,201
買換資産特定積立金の取崩				—
当期純利益				4,004
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△148		△148	△148
当期変動額合計	△148	—	△148	2,654
当期末残高	1,125	△796	329	48,066

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(ロ)その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 建設仮設材の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価から定額法により計算した減耗費を控除する方法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. その他のたな卸資産の評価基準及び評価方法

(イ)商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ)製品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ハ)仕掛品 個別法による原価法（一部、移動平均法による原価法）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ニ)原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(ロ)無形固定資産 定額法

(ハ)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めのあるものは当該残価保証額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(ハ)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ)受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。

- (ホ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (ヘ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 請負工事収入及び請負工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
7. 退職給付に係る会計処理
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
- 関係会社に対する債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	2,551百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,454百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 14,792百万円
- 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る繰延税金負債を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める方法によっております。
 - 再評価を行った年月日…2002年3月31日
 - 再評価を行った土地の時価の下落による当事業年度末における再評価後の帳簿価額との差額…5,466百万円

損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	3,042百万円
仕入高	7,409百万円
その他の営業取引高	247百万円
営業取引以外の取引高	776百万円

3. 関係会社投資損失

	当事業年度
関係会社貸倒引当金繰入額	172百万円
関係会社株式評価損	46百万円
計	218百万円

当事業年度において当社の連結子会社であるトラック・エンド・メンテナンス・サービス(株)及びGECOSS VIETNAM CO., LTD. について、関係会社株式評価損46百万円を計上しております。また、トラック・エンド・メンテナンス・サービス(株)に対し、関係会社貸倒引当金繰入額172百万円を計上しております。

4. 災害による損失

2019年9月及び10月に発生した台風15号、台風19号による工場設備被害の復旧費用であります。

株主資本等変動計算書注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	38,702株	579株	一株	39,281株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
賞与引当金	289
貸倒引当金	139
会員権評価損	81
未払事業税	62
未払社会保険料	39
役員退職慰労引当金	37
子会社株式	2
その他	95
繰延税金資産小計	744
評価性引当額	△167
繰延税金資産合計	577
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	497
前払年金費用	417
その他	29
繰延税金負債合計	943
繰延税金負債の純額	366

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	JFE スチール(株)	(被所有) 直接 50.98 間接 0.01	大口仕入先 役員の兼任等	商品の仕入等	3,687	買掛金	1,282
親会社	ジェイ エフ イー ホールデ ィングス(株)	(被所有) 間接 61.98	資金の預け先	資金の預入	1,300	預け金	1,300

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、課税取引に係る科目の期末残高は消費税等を含めて表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
3. 資金の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
4. 資金の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	JFE商事鉄鋼建材㈱	—	大口仕入先	商品の仕入等	8,199	買掛金	3,187
			商品の販売先	商品の販売等	1,906	売掛金	712
親会社の子会社	JFE西日本ジーエス㈱	—	商品の貸出先	商品の賃貸等	2,916	売掛金	1,212

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、課税取引に係る科目の期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,320円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 110円00銭 |

その他の注記

該当事項はありません。